

○ 平成21年度決算（エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	561,077	燃料安定供対策費	191,342
石油証券及借入金収入	1,386,774	エネルギー需給構造高度化 対 策 費	286,345
備蓄石油売払代	16,354		
雑 収 入	41,932	独立行政法人運営費・出資	144,246
前年度剰余金受入	253,004	事 務 取 扱 費	977
		予 備 費 等	0
		国債整理基金特別会計へ 繰 入	1,395,068
合 計	2,259,143	合 計	2,017,979

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

- ・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（借入金等の額） 1,386,774百万円

（予算に計上した借入金等の額） 1,462,700百万円

（相違した理由）

石油証券の発行が予定より少なかったこと等のため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額） 241,163百万円

（剰余金が生じた理由）

歳入予算を上回る収納済歳入額及び歳出予算のうち現実に支出されなかった部分（翌年度繰越額、歳出不用額）があったため。

（剰余金の処理の方法）

特別会計に関する法律第8条第1項の規定に基づき、翌年度以降のエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の財源として活用される。

（剰余金と一般会計からの繰入れの関係）

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、特別会計に関する法

律第90条に基づき、石油石炭税を一度一般会計に組み入れた上で、第8条第1項に基づき翌年度の歳入に繰入れられる剰余金の状況と当該事業の経費に照らし必要な金額を、「予算で定めるところにより」、特別会計に繰入れられることとされている。その結果として、剰余金の見合いの額について歳入予算における一般会計からの繰入額が減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献している（剰余金から一般会計への繰入れを行った場合と同様の効果となる）。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(省庁別決算額)

経済産業省分決算額

歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2, 162, 007百万円

歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1, 934, 019百万円

環境省分決算額

歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97, 136百万円

歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83, 960百万円

○ 平成21年度決算（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定）

- ・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	344,507	電源立地対策費	144,798
周辺地域整備資金より受入	10,194	電源利用対策費	43,867
雑収入	2,043	独立行政法人運営費・施設	142,757
前年度剰余金受入	34,507	整備費	
		事務取扱費	4,387
		周辺地域整備資金へ繰入	7,700
		予備費等	0
合計	391,253	合計	343,512

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47, 741百万円

(剰余金が生じた理由)

歳入予算を上回る収納済歳入額及び歳出予算のうち現実に支出されなかった部

分（翌年度繰越額、歳出不用額）があったため。

（剰余金の処理の方法）

特別会計に関する法律第8条第1項の規定に基づき、翌年度以降のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の財源として活用される。

（剰余金と一般会計からの繰入れの関係）

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定においては、特別会計に関する法律第91条に基づき、目的税（電源開発促進税）を一度一般会計に組み入れた上で、第8条第1項に基づき翌年度の歳入に繰入れられる剰余金の状況と当該事業の経費に照らし必要な金額を、「予算で定めるところにより」、特別会計に繰入れられることとされている。その結果として、剰余金の見合いの額について歳入予算における一般会計からの繰入額が減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献している（剰余金から一般会計への繰入れを行った場合と同様の効果となる）。

・平成21年度末における資金の残高

（資金の残高（平成22年4月30日）） 125, 251百万円
 （平成21年度決算により組み入れる額） 3, 540百万円
 （資金の目的）

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定においては、特別会計に関する法律第92条第1項の規定により周辺地域整備資金を置き、電源立地の進展に伴って、将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保することとしている。

（資金の水準）

電気事業法第29条第1項に基づき経済産業大臣に提出された平成21年度供給計画（平成21年4月）において建設中あるいは着工準備中となっている原子力発電所のうち、対象の14基について、運転開始までに必要となる電源立地地域対策交付金等の支出額を交付規則等に基づき積算した結果、総額約1,900億円となる。

	着工 予定年	財政需要積算額 (億円)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
島根3号	2005	0										
大間	2008	13.0										
東通1号(東京)	2010	60.6										
敦賀3号	2010	13.6										
敦賀4号	2010	213.1										
福島第一7号	2011	69.9										
福島第一8号	2011	129.8										
上関1号	2012	305.6										
東通2号(東京)	2013	40.4										
川内3号	2013	292.0										
東通2号(東北)	2015	109.6										
濃江・小高	2015	288.0										
浜岡6号	2015	187.4										
上関2号	2017	183.9										
合計		1906.9										

※財政需要は、着工～運転開始等（実線部分）の期間において発生するもののみを算定。

（平成21年度電力供給計画の概要より）

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(省庁別決算額)

文部科学省分決算額

歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149,232百万円

歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143,721百万円

経済産業省分決算額

歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242,021百万円

歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199,791百万円